外 貨 定 期 預 金 規 定(自動継続型)

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口当該外貨5,000米ドル相当額以上とします。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、証書表面記載の満期日に前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。 継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における同一通貨同一期間の外貨定期預金の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときははその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- 3. (外貨現金による受入れ・払戻し)

この預金は外貨現金による受入れまたは払戻しはできません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間および証書記載の利率(継続後の預金については上記2.(2)の利率。以下「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日に元金に組入れて継続します。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、 満期日から解約日の前日までの期間について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金 の利率により計算します。
- (3)満期日前に解約する場合、および第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率により計算します。

5. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。
 - ① 預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他AからFに準ずる者
 - ③ 預金者が、次のいずれかの関係を有することが判明した場合
 - A. 前号AからG(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有すること

- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって するなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を 妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (3) この預金の払戻しの際は、当金庫所定の為替相場により円換算し、円預金へ振替支払します。

6. (手数料)

この預金の預入れ、または解約については当金庫所定の取扱手数料をいただきます。

- 7. (届出事項の変更、証書の再発行等)
 - (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - (2) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 8. (印鑑照合等)

証書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- 9. (譲渡、質入れの禁止)
 - (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
 - (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
- 10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第 2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

- 11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
 - (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、 当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、も しくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の

担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく 異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13. (相殺等)

- (1) 当金庫に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかんにかかわらず、当金庫はこの預金をいつでも当金庫所定の方法により、相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前項の場合で、この預金と債務通貨種類が異なるときは、この預金は、相殺または弁済充当時における当金庫所定の外国為替相場により、円貨に換算できるものとします。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

15. (準拠法、裁判管轄権)

- (1) この預金取引の準拠法は日本法とします。
- (2) この預金に関し紛争が生じた場合には、静岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2020年4月1日現在)